

欧州連合（EU）の日本産食品等の輸入に対する規制強化について

平成 23 年 3 月 28 日

国際部貿易関税チーム

1. 状況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島県内での原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、3 月 26 日に欧州委員会実施規則 No 297/2011（Commission Implementing Regulation(EU) No 297/2011）を公布し、日本から輸出される食品及び飼料（3 月 28 日の日本発送分より）について、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めるなど規制を強化することとなったところで

2. 規制強化の概要

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3月11日より前に収穫、加工した食品等	収穫・加工の時期
2	12都県(福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉)で産出した食品等	EUの放射性物質基準に適合することの証明
3	12都県以外で産出した食品等	産出した道府県

3. 証明書発給の対応

当分の間、各都道府県の農林担当部局による証明書の発行をお願いしております。なお、水産物については、水産庁において証明書を発行することとしております。

なお、EU の放射性物質基準に適合することの証明については、国内の検査機器台数が限られており、当分の間は困難となります。